

男女共同参画社会

vol.5

知っていますか？この言葉

ドメスティック・バイオレンス(DV)

～ひとりで悩まないで～

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者 (元配偶者を含む) やパートナーから受ける暴力を意味します。DVが起こる背景には、男女間の経済力の差、男尊女卑などの考えが根底にあると言われています。

DVは、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、殴るそぶりをして脅す、外出や電話を細かくチェックするなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、セックスを強要したり、避妊に協力しないなどの性的暴力も含まれています。



これらの暴力は、人権を著しく侵害するものなので、決して許されるものではありません。もし、あなたが被害にあっていると思ったら、ひとりで悩まないで、すぐに相談窓口と話してみましょう。

問い合わせ先

男女共同参画全般について 総合政策室 政策推進グループ ☎40-5550
DV等女性相談について 児童福祉課 子育て支援グループ ☎52-1114

お悩みの方はこちらへご相談ください

実施機関名	電話番号	相談日時
栃木県婦人相談所	028-622-8644	月～金曜日 電話：午前9時～午後8時 来所：午前9時～午後4時
パーティ相談室 配偶者暴力相談支援センター	028-665-7714	火～日曜日 午前9時～午後4時 ただし、第2水曜日は正午まで
あなたの相談室 (栃木県警察本部)	028-627-9110 #9110	毎日24時間
ウイメンズハウスとちぎ (認定NPO法人)	028-621-9993	月～金曜日 午前10時～午後4時
女性の人権ホットライン	028-627-3855	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
下野市健康福祉部児童福祉課	0285-52-1114	月～金曜日 午前9時～午後5時
下野市女性相談 (DV) ホットライン ※女性相談員が対応します。	0285-52-1168	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午 午後1時～午後5時

児童表彰条例に基づく表彰式を行いました

市では、児童の良さを見出してこれを表彰し、自信と誇りをもたせ、健全な心身の発達を助長することを目的として、児童表彰条例を制定しています。

この条例は、児童の長所を見つけ、その長所をさらに伸ばすため、市内小学校すべての児童を、卒業までに表彰するというものです。



今年度も10月から各学校において表彰式が行われ、表彰される6年生児童には広瀬市長からメダルが、古口教育長から賞状が授与されました。

児童達の目は輝いており、いただいた賞やメダルの重みを受け止め、とてもうれしそうでした。

問い合わせ先 教育総務課 電話52-1117